

平成29年度 教育委員会 第8回定例会 議案

1 日 時 平成29年7月24日（月） 午後1時20分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第9号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命 ……非

<非>第10号議案 県への不当利得返還請求権行使等請求事件への対応 ……非

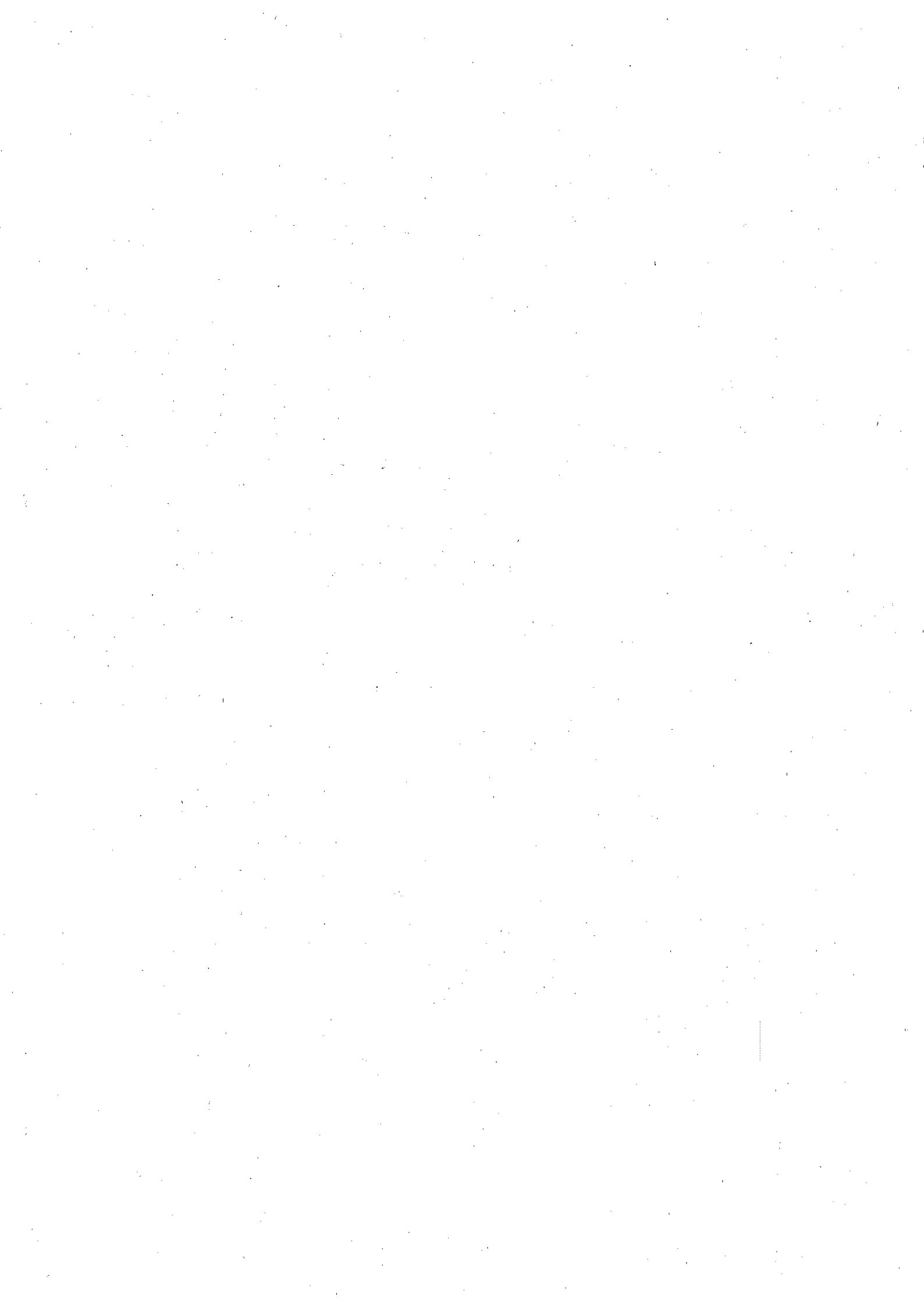
<非>第11号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議 ……非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第8回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	監査結果の関する報告	1
2	平成30年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領	3
3	平成30年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領	4
4	未来の学校「夢」プロジェクト～平成29年度情報発信への取組～ (吉田町の取組について)	6
配付 報告	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正	別添



監査結果に関する報告

(財務課)

1 監査の結果

平成 29 年 7 月 14 日に、今年度、第 1 回目の監査結果の報告があった。

今回は、平成 29 年 6 月 28 日に実施した県立学校等の監査についての報告で、教育委員会については、16 所属のうち 3 件の指摘、3 件の注意が付された。

< 指摘 3 件 >

監査箇所	指 摘 等 事 項	
沼津工業 高等学校	件 名	旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用
	内 容	沼津工業高等学校の教諭は、平成 24 年度から 27 年度にかけて合計 38 回、部活動に係る出張をした際、公共の交通手段を用いて移動すると届け出ていたにもかかわらず、実際は自家用車を使用することにより、偽って交通費を不正に受給する行為を行った。また、その不正受給行為に伴い、自家用車の公務使用に関する要綱で禁止されているにもかかわらず、生徒を同乗させる等の行為を併せて行った。
吉原 高等学校	件 名	盗撮事件の発生
	内 容	平成 27 年 7 月、吉原高等学校の教諭がプール更衣室にいる女子生徒の姿態を盗撮する目的で、更衣室のロッカー上に段ボール箱に入れて隠匿した小型カメラを設置し、生徒に発見される事件が発生した。
静岡 高等学校	件 名	指定薬物所持事件の発生
	内 容	静岡高等学校の教諭は、平成 28 年 7 月、駐車中の車内及び自宅において、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を所持し、逮捕された。

< 注意 3 件 >

監査箇所	指 摘 等 事 項	
富士 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
浜松湖南 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
西部特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 26 年度から 28 年度にかけて、3 年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。

2 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成 29 年 10 月 13 日までに監査委員へ報告する。

平成30年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

(高校教育課)

(趣旨)

平成30年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程は以下のとおりである。

日程

実施内容		期間及び実施日
入学願書等の受付		平成29年12月7日(木) ～12月12日(火)
検査の実施等	総合適性検査及び作文	平成30年1月6日(土)
	面接	平成30年1月7日(日)
選抜結果の通知 (小学校長及び受検者本人あてに通知する。)		平成30年1月17日(水)
入学意思確認期間		平成30年1月17日(水) ～1月22日(月)
入学予定者の補充		平成30年1月23日(火) ～1月26日(金)

平成30年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

(高校教育課)

(趣旨)

平成30年度静岡県公立高等学校入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程等は以下のとおりである。

1 日程

課 程	実 施 内 容		期間及び実施日 (全て平成30年)
全日制の課程 及び 定時制の課程	一般選抜 及び 特別選抜	願書受付	2月19日(月)～ 2月21日(水)
		志願変更受付	2月27日(火) 2月28日(水)
		学力検査等(全日制)	3月6日(火)
		学力検査・面接等(定時制)	
		面接・実技検査等(全日制)	3月7日(水)
		追検査受検願受付	
		追検査	3月12日(月)
	合格者発表	3月15日(木)	
	再募集	願書受付	3月19日(月) 3月20日(火)
		面接等	3月22日(木)
合格者発表		3月26日(月)	
単位制による 定時制の課程	一般選抜 (春季選抜)	一般選抜に準じて実施する。	
	秋季選抜	願書受付	8月8日(水)～ 8月9日(木)
		基礎力検査及び自由表現等	8月16日(木)
		追検査	8月20日(月)
	合格者発表	8月23日(木)	
単位制による 通信制の課程	願書受付	3月16日(金)～ 3月28日(水)	

2 主な改正点

(1) 学科改善等

御殿場高等学校が学科改善を行う。

情報システム科⇒創造工学科

情報ビジネス科⇒創造ビジネス科

情報デザイン科⇒生活創造デザイン科

(2) 特別選抜

ア 外国人生徒選抜

富士市立高等学校(ビ探、総探)⇒富士宮東高等学校(普通)

イ 県外生徒特色選抜

川根高等学校(普通)新設

(3) 学校裁量枠

ア 新設

清水西高等学校（普通）（中学校における学習）

袋井高等学校（普通）（体育的活動）

磐田北高等学校（普通、福祉）（体育的活動、中学校における学習）

磐田農業高等学校（科・流、環科、食・生）（体育的活動）

イ 廃止

下田高等学校南伊豆分校（園芸）（体育的活動、学科への適性）

稲取高等学校（普通）（体育的活動）

ウ 変更

三島北高等学校（普通）

（スーパーグローバルハイスクールへの適性）⇒（中学校における学習）

(件名)

未来の学校「夢」プロジェクト
～平成29年度情報発信への取組～

(義務教育課)

1 現状や課題

- ・学校を取り巻く環境が複雑化・多様化するとともに新たな教育改革への対応が求められる中、教員の業務が過重になっている。こうした業務の肥大化により、教員は、子どもと向き合う時間や教材研究、授業改善を行う時間を十分に確保できなくなっている。
- ・教員が児童生徒に向き合う時間を生み出し、指導の質を向上させるためには、長時間勤務の是正や心身の健康の維持は重要・喫緊の課題であるが、現状について、児童生徒の保護者等、県民の認識は高いとは言えない。

2 目的

教員の執務環境改善に向けた未来の学校「夢」プロジェクト事業の周知により、教員が「夢」を持って仕事に臨むことが学校教育の質の向上をもたらす、という認識を共有化し、社会総がかりの教育の実現につなげる。

3 広報内容

(1) シネアド (映画広告)

シネマサンシャイン沼津、MOVIX 清水、TOHO シネマズららぽーと磐田の県内3会場で上映されるポケットモンスターの会場で2週間上映する。

(2) 駅地下ショーウィンドー広報

静岡駅前地下道(松坂屋前)の壁面掲示板に掲示する。

(3) ポスター広報

県内の全公立小中学校、高等学校等にポスターを掲示する。



(件 名)

未来の学校「夢」プロジェクト 吉田町の取組 (TCP トリビンス プラン)

(義務教育課)

1 吉田町の取組 (特色)

- ・ 吉田町の取組について、マスコミ等からは、夏休みが短縮される、という報道が中心となっているが、教職員の多忙化解消・子どもの確かな学力保証・保護者の教育ニーズ対応の3点に関連している。
- ・ 「授業日の平準化」を軸とした教育改革
- ・ トリビンス (Triwins) とは、
「三者が利益を得る=三者共益 (win・win・win)」の意味。
- ・ 三者とは、

教職員 (Teacher)	教職員は授業に専念
子ども (Children)	子どもは確かな学力を身に付ける
保護者 (Parents)	保護者 (特に母親) は働きやすく

2 関係法令

教育課程の編成は学校長の職務、長期休業については教育委員会が定める。

(以下、根拠法令)

文部科学大臣	教育課程を定める	学校教育法第33条
県教育委員会	指導・助言及び援助 (法的拘束力を持たない、非権力的な関与)	地教行法 第48条第2項第2号
市町教育委員会	教育課程を管理・執行	地教行法 第21条第5号
学校の校長	教育課程を編成する	学習指導要領解説 総則編

学校教育法施行令

学期及び休業日

第二九条 公立の学校の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては、当該市町村又は都道府県の教育委員会が定める。

→ 市町学校管理規則

3 文部科学省の視察 平成29年 7月18日 (火) (局長コメント)

働き方改革は文部科学省としても重点課題。参考になる。夏休みの短縮は意欲的な取組。エアコン設置という条件整備もあり現実的。この取組を授業の質の向上という点で効果的であるというエビデンスにまでもって行っていただくことに期待。

4 県教育委員会としての考え方 吉田町の取組について

教育課程の編成は、学校長の職務となっており、長期休業については市町教育委員会が定めることになっている。

今回の吉田町の取組については、教育課程を編成する一つの工夫として捉えており、今後とも、各学校が創意工夫を重ね、教師が児童生徒と向き合う時間の充実と、子ども達への教育の質の向上に向けた取組が進むことを期待している。

また、児童生徒・保護者・教職員、そして、地域住民の十分な理解の下、こうした取組が進められることを望んでいる。